

平成24年度 障害者相談員名簿

氏名	担当地区(旧町名)	種別	電話番号
松本 繁幸	深江町地区	身体障害者相談員	☎72-5437
荒木 安久	布津町地区	身体障害者相談員	☎72-2149
田出 春男	有家町地区	身体障害者相談員	☎82-4683
若松 三利	有家町地区	身体障害者相談員	☎82-8027
本村 正年	西有家町地区	身体障害者相談員	☎82-4470
宮田 操	北有馬町地区	身体障害者相談員	☎84-3547
林田 榮吉	南有馬町地区	身体障害者相談員	☎84-2330
田中 利弘	南有馬町地区	身体障害者相談員	☎85-2887
菅 翼	口之津町地区	身体障害者相談員	☎86-3047
西田 之士	口之津町地区	身体障害者相談員	☎86-3605
泉 守久	加津佐町地区	身体障害者相談員	☎87-3609
竹馬 義雄	加津佐町地区	身体障害者相談員	☎87-2715
大石美和子	深江町地区	知的障害者相談員	☎72-4587
池田 茂森	布津町地区	知的障害者相談員	☎72-3820
内田 廣利	有家町地区	知的障害者相談員	☎82-3426
伊崎勇喜雄	西有家町地区	知的障害者相談員	☎82-3793
井村 和美	北有馬町地区	知的障害者相談員	☎84-3418
松尾 勇	口之津町地区	知的障害者相談員	☎86-2077
園田恵美子	加津佐町地区	知的障害者相談員	☎87-2990
伊藤 恭子	深江町~西有家町地区	精神障害者相談員	☎82-3448
成末 和子	北有馬町~加津佐町地区	精神障害者相談員	☎86-2842

## 障害者のための 相談員制度について

障害者相談員は、障害者の家族の中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行っています。市内の各地域に相談員を配置し活動されていますので、一度、相談してみたいかがですか。

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障害(身体・知的・精神)に関する情報提供や福祉サービスの利用相談を受け付けています。

### 聴覚障害者 災害情報配信登録

☑ 火災や大雨、土砂災害により避難勧告・指示などが発令されたとき、災害緊急情報を自宅のFAXへ配信します。

☑ 聴覚に障害を持つ身体障害者手帳保持者で、自宅にFAXを持っている人

☑ 氏名、住所(自治会を含む)、FAX番号を記入の上、申し込んでください。

☑ 福祉課 FAX 0957(82)0217

## ご存じですか、「障害福祉手当」のこと

### 特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障害を有し、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

- 次のいずれかに該当するときは支給されません。
- ◎社会福祉施設に入所しているとき。
- ◎病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。
- ◎所得制限を超えているとき。

### 障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障害を有し、常時特別の介護を必要とする在宅の人に支給されます。

●支給制限

- 次のいずれかに該当するときは支給されません。
  - ◎障害基礎年金や障害厚生年金などの支給を受けているとき。
  - ◎社会福祉施設に入所しているとき。
  - ◎所得制限を超えているとき。
- ※支給額や支給の制限など詳しくは、お問い合わせください。

## 身近な人権を考えよう 第6回「南島原市人権標語」 募集

人権問題は、どこにでも誰にでもある身近な問題です。人権や差別で考えたことや気になることなど、あなたの身近にあることを標語にしてみませんか？  
たくさんの応募をお待ちしています。

☑ 南島原市民(応募は一人1点まで)

☑ 9月14日(金)(当日消印有効)

☑ 標語と氏名(ふりがな)・住所・生年月日・電話番号を明記の上、郵便、ファックス、Eメールで応募してください。

※小学生・中学生は、学校を通じて提出してください。  
※書式は自由。応募作品は未発表で自作のものに限ります。

●申込先(各共通)/人権・男女共同参画室  
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2  
☎050(3381)5035 FAX0957(82)3070  
E-mail: jinken@city.minamishimabara.lg.jp

## 第2次 南島原市男女共同参画 計画(素案)へのパブリック・ コメント(市民意見募集)

市では、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりに向けた第2次南島原市男女共同参画計画を策定中です。

よりよい計画となるよう市民の皆さんの意見をお寄せください。

☑ 市内に在住、在勤、在学する人

●閲覧場所

人権・男女共同参画室、  
各支所および市ホームページ

●閲覧および意見の提出期間

8月1日(水)~8月30日(木)【必着】

☑ 意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記入の上、持参、郵送またはFAX、Eメールで提出してください。  
(人権・男女共同参画室または各支所に持参可)  
※その他いただいた意見の要旨と市の考え方は、後日ホームページなどで公表します。



## 提出はお早めに！

### 児童扶養手当の「現況届」、特別児童扶養手当の「所得状況届」

8月は、児童扶養手当の「現況届」、特別児童扶養手当の「所得状況届」の提出月です。

これは、各手当を引き続き支給できるか確認するためのものです。届けがない場合は、支給停止となりますのでご注意ください。

※現況届の提出に係る詳細は、該当者に個別に通知します。

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に障害がある児童(20歳未満)の福祉を増進することを目的とした手当です。

※それぞれの手当について、詳しくはお問い合わせください。

